

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

■ は、法と条例の違い

□ は、対象事業の例

R2. 4. 1時点

【長野県環境影響評価条例】

【環境影響評価法】

対象事業の種類		規 模		対象事業の種類		規 模	
		第1種事業	第2種事業			第1種事業	第2種事業
道路の建設	—	(高速道は法対象)	—	道路の新設及び改築	高速自動車国道	すべて 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線	—
	自動車専用道路	新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道路)	—		一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上 諏訪バイパス、伊駒AR	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
	県道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上		林道	幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ 15km以上
	一般国道、県道、林道等	—	森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上 木曾川右岸道路		ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上
ダム		貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上	ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上
					湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上	湖沼開発面積 75ha以上
					放水路	形状変更面積 100ha以上	形状変更面積 75ha以上
					新幹線鉄道	すべて リニア中央新幹線	—
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象)	—	鉄道、軌道の建設及び改良	普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
	鉄道・軌道(特殊を含む)	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上		飛行場及びその施設の設置又は変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	—			滑走路の新設 長さ 2500m以上	滑走路の新設 長さ 1875m以上
		滑走路の新設すべて	—			滑走路の延長 長さ 500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上
		滑走路の延長 長さ 500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上			かつ延長後 長さ 2500m以上	かつ延長後 長さ 1875m以上
工業団地の造成	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
住宅団地の造成	※	面積 20ha以上	—	新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
別荘団地の造成	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上				
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上			
	スキー場	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上			
	運動競技場、遊園地 その他のスポーツ又はレクリエーション施設	※		森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ土地形質変更面積 10ha以上			
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上	—	廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上	
	産業廃棄物焼却施設	長野広域連合A焼却施設ほか	—				
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上	—				
	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25m³以上	—				
下水道終末処理場の建設		面積 15ha以上	—				
流通業務団地の造成	※	面積 20ha以上	—	流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
土地区画整理事業	(都市計画に定められないものを含む)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
		—	森林の区域等 面積 30ha以上				
工場又は事業場の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m³/時以上 又は排水量 1万m³/日以上	—				
土石の採取及び鉱物の掘採		面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上				
				公有水面その他の水面の埋立・干拓	埋立面積 50ha超	埋立面積 40ha以上	
				新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
電気工作物の建設	水力発電所	出力 1.5万kW以上	—	発電用の事業用 電気工作物の設置又は変更の工事	水力発電所	出力 3万kW以上	出力 新姫川第六発電所 2.25万kW以上
					火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上
	地熱発電所	出力 5,000kW以上	—		地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 7,500kW以上
	—	(原子力発電は法対象)	—		原子力発電所	すべて	—
	風力発電所	出力 5,000kW以上	—		風力発電所	出力 1万kW以上	出力 7,500kW以上
	太陽光発電所	敷地面積 50ha以上 FSPS佐久市八風発電所	森林の区域等 敷地面積 20ha以上		太陽電池発電所	出力 4万kW以上 諏訪市四賀ソーラー	出力 3万kW以上
送電線路	電圧 17万V以上かつ こう長 1km以上 飛騨信濃直流幹線	—					
工作物の用に供する一団の土地の造成		面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上				
	複合事業 (上記※印の面的造成事業の複合事業)	上記※印の第1種事業の要件に対する事業面積の割合の合計が1以上であるもの	上記※印の第2種事業の要件に対する事業面積の割合の合計が1以上であるもの				
上記に準ずるものとして規則で定める事業		—	—	上記に準ずるものとして政令で定める事業	宅地の造成事業(都市再生機構、中小企業基盤整備機構)	面積 100ha以上	面積 75ha以上

注) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等